

公益社団法人 新潟県社会福祉士会災害対応マニュアル（案）

（目的）

本マニュアルは、公益社団法人新潟県社会福祉士会災害対応ガイドライン（以下「ガイドライン」という）に基づく支援を具体化し、効果的な支援を発揮するために必要な事項を定めるものである。

（支援方針）

1 ソーシャルワークを発揮する後方支援

災害対応の状況に応じ、ソーシャルワーカーとしての知識や技術を活用した被災世帯への面接や相談、生活ニーズの把握、関係機関への橋渡しなどの支援を後方的に行う。また県外においては、他社会福祉士会の災害支援コーディネートに基づく災害支援活動を行う。

2 被災地が主体となる支援

被災地では、行政機能の低下や社会資源の需要と供給のバランスが崩壊していることも想定されることから、以下の点に留意する。

- （1）行政等との連携に基づく要請又はニーズに依拠した支援であること。
- （2）被災地が主体となった活動展開を行うこと。

3 終了を見据えた継続的な支援

被災地の状況に応じて継続的な支援を念頭に置く。一方で、現地の組織や関係機関の機能が回復する終期を見据えた支援を行う。

（災害支援活動）

1 活動場所別の支援活動内容

場 所	支援主体		（後方）支援活動内容
避難所内	保健師又は看護師等	新潟県・被災支援団体	避難所の配置又は巡回により避難者の生活状況等の把握に努め、把握した情報について被災市町村へ提供する。
避難所外	介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等		避難所外の災害時要配慮者の居場所や安否の確保に努め、把握した情報について被災市町村へ提供する。
福祉避難所	相談等に当たる職員		避難者の生活状況等を把握し、他方により提供される介護を行う者の派遣等、避難者が必要な福祉サービス

		や保健医療サービスを受けられるよう配慮する。
その他	地域包括支援センター	地域包括支援センターの本来機能の回復支援、地域ネットワークの構築支援を行う。
県外	ブロック幹事社会福祉士会・日本社会福祉士会	他社会福祉士会の災害支援コーディネートに基づく災害支援活動を行う。

2 局面別の支援活動内容

局面	目的	(主な) 支援活動内容
初期対応	被災直後の混乱・安全の欠乏に対する安否確認や安全確保を図り、二次災害を防止する。	災害状況等の情報収集と災害支援策の立案・支援主体へ支援協力の申入れ
応急支援活動	災害のダメージを受けた状態から常態に戻すために、必要なサービスの充実を図る。	避難所等での生活ニーズの把握と支援活動の開始
復旧・復興支援活動	災害により崩壊又は脆弱化した被災者の生活基盤、被災地域の社会基盤を可能な限り災害前の状態に回復させる。	被災者及び被災地域のニーズ把握・被災自治体等への復興支援策の提言

3 会員の災害支援活動

会員が本会対策本部を通じて災害支援活動を行う場合は、本会から派遣されていることが第三者に認識できるよう会員証を携帯するものとする。また、支援活動を終了した際には、本会対策本部に対して、災害支援活動報告書（別紙1）を提出するものとする。

（災害対策本部について）

項目	対応
本部設置の判断	本会会長・副会長で協議を行い、災害対策本部の設置について判断する。
本部長	本会会長とする。但し、本会会長がやむを得ない状況により、災害対策本部の指揮を執り行うことが出来ない場合は本会副会長が代行として指揮を執る。
設置場所	公益社団法人新潟県社会福祉士会の事務局に置く。但し、それによらない場合は、本会会長が判断し、別の場所に置く。

本部の役割等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災状況の情報収集 (2) 活動資金の予算措置 (3) 災害支援活動方針及び計画の策定 (4) 関係機関との調整 (5) 新潟県社会福祉士会会員の派遣、県外社会福祉士会会員の派遣協力依頼 (6) 災害支援活動方針及び計画の周知及び広報
事務局	<p>災害対策本部要員として、円滑に災害対策本部が立ち上がるように支援を行なう。情報の連絡調整窓口としての役割を担い、総合的に情報を収集し、主務官庁（新潟県）や関係団体等との連絡調整を行う。</p>

(災害発生に備えた体制整備)

1 災害担当理事の配置と災害支援班の運営

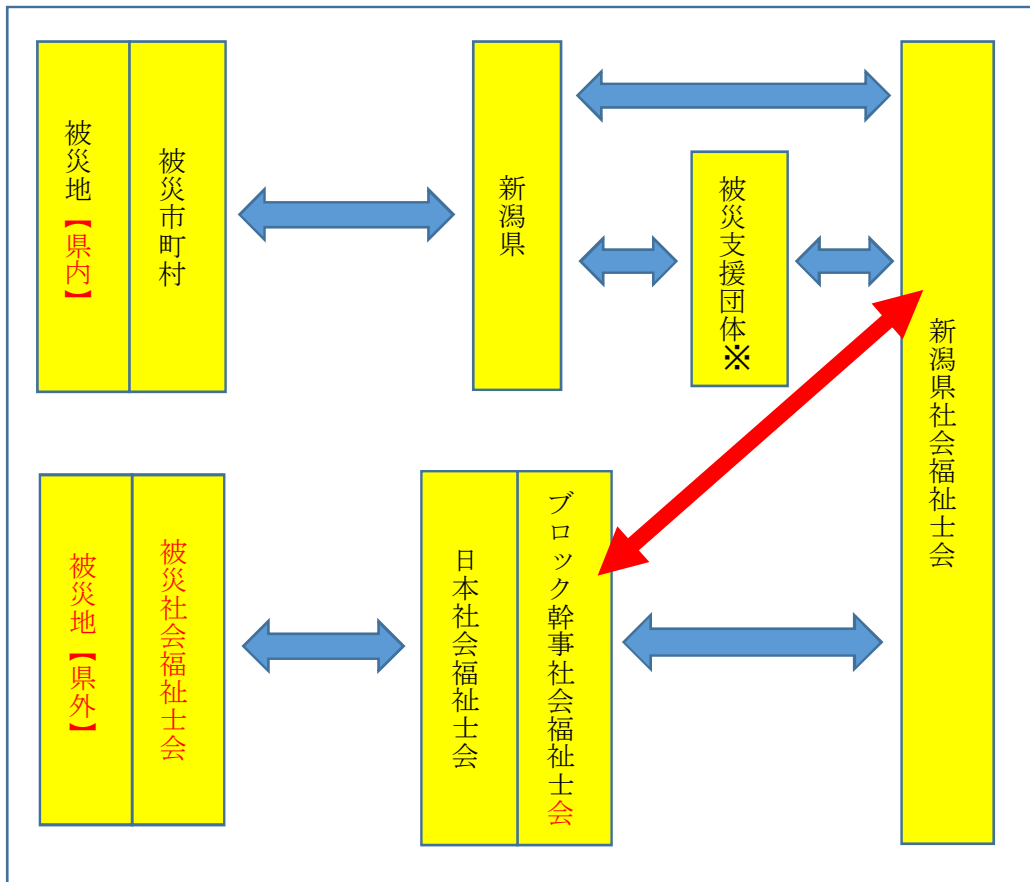
本会に災害担当理事を配置する。災害担当理事は、会員活動部災害支援班を所管する。災害支援班は災害発生に備え、災害時に支援活動が出来る会員の把握と、災害支援活動者研修の開催、災害コーディネーター養成研修へ参加するなどして災害時に支援活動が出来る人材の養成を行う。

2 災害時に支援活動が出来る会員の把握

災害時に支援活動が出来る会員の把握は、会員からの「災害支援活動プロジェクトチーム登録用紙（別紙2）」の提出をもって行う。この登録名簿は基準日を○月○日とし原則年度更新する。

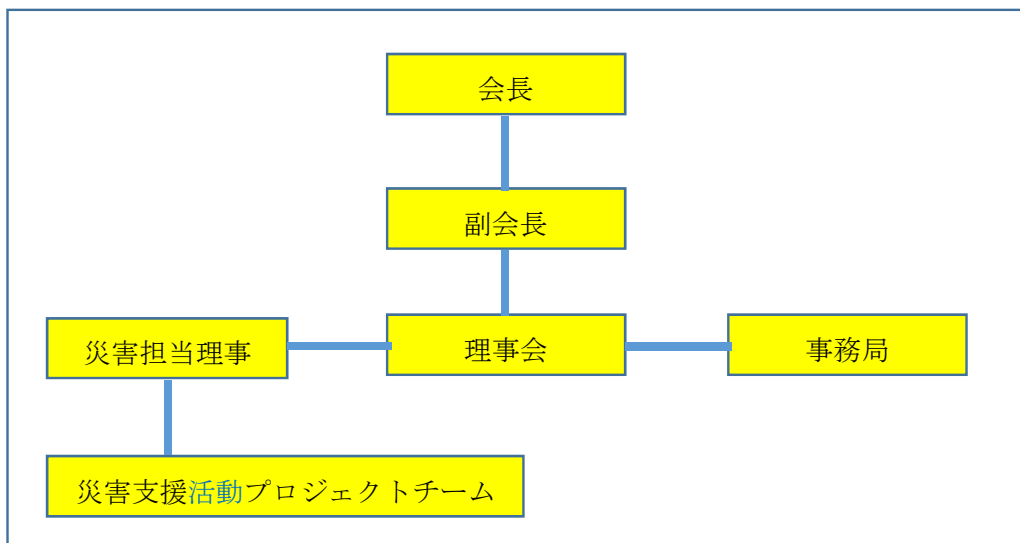
3 災害発生時の連絡図

(1) 外部機関等との連絡図



※新潟県災害リハビリテーション連絡協議会／新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会

(2) 内部組織及び連絡図



4 災害対応に備えた予算確保

要請先に予算確保のない場合の災害対応にかかる活動資金については、この目的のために確保された資金の範囲内で支出する。また、本会会員などに対して、被災地における災害支援活動を目的とした「災害支援活動資金」を募る。

5 自治体及び各種支援団体との連携、連絡調整など

新潟県、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会との日頃の連携を密にし、また、関東甲信越ブロック連絡会議に参加し、災害時には効果的な災害支援活動のための連絡調整と協力関係を図る。

6 その他、体制整備に必要な事項

県内の被災状況によって、より広域的な支援が必要となる場合に備え、関東甲信越ブロック社会福祉士会及び日本社会福祉士会からの会員派遣に関する協力関係の構築を図る。

(情報の取扱、共有と発信)

- 1 平常時は要配慮者情報を災害時に実際に避難支援に携わる関係機関等と共有し得るよう誓約書等の締結をし、災害時にはこれらを活用して要配慮者を支援できるような体制を整備する。
- 2 災害発生時は災害支援活動に必要とされる要配慮者情報の提供について、避難支援に携わる関係機関等と個人情報保護条例の規定をもとにした関係機関共有方式の積極的活用を行う。
- 3 災害に関する多様な情報の通報を受け付け、要配慮者情報、被災状況や対応状況などを情報共有し、社会福祉士会員や住民等へ迅速に情報発信することのできるシステムの構築を検討する。

(評価・検証)

本会災害対策本部等の災害対応における分析を行うとともに、災害支援の実践活動を総合的に評価・検証し、将来に発生が予測される災害対応に結び付けるための対策を講ずる。

(改廃)

このマニュアルを改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 このマニュアルは、平成 28 年 6 月 日、制定、施行する。

【参考資料】

- ・公益社団法人日本社会福祉士会災害対応マニュアル
- ・新潟県地域防災計画(震災対策編) 平成 25 年 3 月修正
- ・災害時要援護者の避難支援ガイドライン 平成 18 年 3 月
- ・東京都社会福祉士会災害時対応ガイドライン 平成 25 年 8 月